

ビニールハウス及び果樹棚の設置に対する補助制度

長浜市園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業補助金のご案内

高収益な野菜等の生産振興及び地場野菜等の出荷を促進することにより、安定的な農業の担い手を育成するため、ビニールハウス類の設置や水稻育苗用ハウスを園芸用に活用するための費用に対してその経費の一部を助成します。

補助対象事業費

新設又は増設するビニールハウス類及び果樹棚の設置に係る費用及びビニールハウス施設内における園芸施設野菜等を栽培するために必要な施設整備の資材の購入費用

○ビニールハウス類（新設等の面積が1棟50㎡以上のものであること）

- ・ハウス本体の資材費（育苗用ハウスの園芸用への転用に係る資材を含む）

○ハウス内の施設整備

（施設内農作物の栽培用に供されるもので、いずれも固定式のものとする。
ビニールハウス類の新設等とあわせて施設整備をする費用を補助対象とする。）

- ・温湿度調節装置（冷暖房施設、カーテン装置等）
- ・換気施設
- ・栽培棚（ベンチ等）等の資材費
- ・しゃ光施設
- ・かん水施設
- ・肥料調整散布施設
- ・養液栽培施設
- ・自動制御施設 等

○果樹棚

（滋賀県が推奨する低樹高栽培用に供されるもので、固定式のものとする。
果樹棚の新設等とあわせて施設整備をする費用を補助対象とする。）

- ・ネット類（サイドネット、多目的ネット等）
- ・かん水施設 等

※ただし、次のものは除く。

- ・容易に移動が可能であり設置個所が特定しがたいもの
- ・生育の初期に用いる等使用期間が短いもの
- ・電気、水道のハウスまでの引き込み経費
- ・井戸の設置経費



補助対象者

本市に住所を有する農業者及び営農集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、その他農業者で組織する団体）のうち、補助金の交付申請時において納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないもの

補助率・限度額・交付条件

○園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業

事業費の3/10以内（千円未満切捨て） 上限 100万円

設置後5年間は園芸用施設として使用し、園芸施設
共済等に参加すること。

○水稻育苗用ハウス有効活用事業

事業費の3/10以内（千円未満切捨て） 上限 30万円

設置後5年間は、園芸施設野菜等を栽培すること。

○果樹生産施設類設置事業

事業費の3/10以内（千円未満切捨て） 上限 15万円

設置後5年間は、果樹等を栽培すること。

【問い合わせ・申請先】

長浜市産業観光部農業振興課

〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地 TEL 0749-65-6522

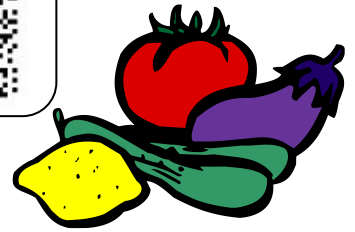
裏面に
つづきます

交付申請手続き

必要書類

- ①補助金等交付申請書
- ②事業計画書及び収支予算書
- ③年間栽培計画書
- ④位置図（事業実施場所のわかるもの）
- ⑤事業実施場所の現況写真
- ⑥土地の権限を証する書類（申請者の所有または権利がわかるもの）
 - ・農地基本台帳の写し、固定資産税通知書の写し、賃貸借契約書の写し など
- ⑦見積書、図面の写し

①～③の様式は
市ホームページから
ダウンロードできます。



申請時期

事業に着手する前に申請してください。事業着手後や設置完了後の申請はできません。

交付決定

申請書類を受理し審査後、「補助金等交付決定通知書」を送付します。

※後日の送付となります。即日交付はできません。

※事業の着手は市から送付する補助金等交付決定通知書に記載の交付決定日以降としてください。

事業完了後の手続き

①実績報告

「補助事業等実績報告書」に添付書類を添えて提出していただきます。

②補助金の交付請求

市で実績報告書を確認後、補助金を確定し通知します。その後、請求書を提出していただきます。

※①、②とも、くわしくは交付決定時にご案内します。

その他留意事項

○交付申請は通年で受け付けますが、予算の範囲内で交付決定を行います。予算残がない場合は交付申請されても受付できませんので、あらかじめご了承ください。

○複数年度にわたっての事業はできません。年度内（3月末まで）に設置等が完了し、代金の支払い及び園芸施設共済への加入ができるように進めてください。

○助成回数に制限はありませんが、1年度の助成回数は1対象者あたり1回までとさせていただきます。

いずれも、2回目の助成が必要な場合は翌年度以降に申請してください。

※ただし、水稻育苗用ハウス有効活用事業の助成を受けた年度であっても、

園芸施設用の助成は申請いただくことができます。くわしくはお問い合わせください。

